

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

20問 2時間

A-1 次の記述は、無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法（第13条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② ①の総務省令で定める免許の有効期間は、次の(1)から(7)までに掲げる無線局の種別に従い、それぞれ(1)から(7)までに定めるとおりとする。
- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| (1) 地上基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。） | <input type="text" value="B"/> |
| (2) 地上基幹放送試験局 | 2年 |
| (3) 衛星基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。） | <input type="text" value="B"/> |
| (4) 衛星基幹放送試験局 | 2年 |
| (5) 特定実験試験局 | 当該周波数の使用が可能な期間 |
| (6) 実用化試験局 | 2年 |
| (7) その他の無線局 | <input type="text" value="C"/> |

	A	B	C
1	5年を超えない範囲内	1年	3年
2	5年を超えない範囲内	当該放送の目的を達成するために必要な期間	5年
3	10年を超えない範囲内	1年	5年
4	10年を超えない範囲内	当該放送の目的を達成するために必要な期間	3年

A-2 人工衛星局の条件に関する次の記述のうち、電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- 対地静止衛星に開設する人工衛星局（注）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
注 一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。
- 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.5度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A-3 次に掲げる事項のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない事項としてこの規定に定めるものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。
- 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 整合が十分であること。
- 満足な指向特性が得られること。

A-4 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について述べたものである。電波法（第25条）及び電波法施行規則（第11条の2の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 総務大臣は、 A 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる B に関する調査又は終了促進措置（注）を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

注 電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第2項第5号に規定する終了促進措置をいう。

② ①の総務省令で定める場合は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が、次のアからキまでのいずれかの工事又は変更を行おうとする場合とする。

ア 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事（注） イ 通信の相手方の変更 ウ 無線設備の設置場所の変更

注 電波法施行規則第10条（許可を要しない工事設計の変更等）に規定する許可を要しない工事設計の変更等を除く。

エ 放送区域の変更 オ 電波の型式の変更 カ 空中線電力の変更 キ 運用許容時間の変更

③ ①に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を C のために利用し、又は提供してはならない。

A	B	C
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信若しくは輻輳 <small>ふくそう</small>	①及び②の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的
2 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の有効利用	第三者の利益
3 電波の能率的な利用に関する研究を行う	電波の有効利用	①及び②の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的
4 電波の能率的な利用に関する研究を行う	混信若しくは輻輳 <small>ふくそう</small>	第三者の利益

A-5 次の記述は、受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。

② ①に規定する副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。

④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 C ことができる。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線設備	電氣的常数	その命令を受けて執った措置の内容を文書で報告させる
2 重要無線通信を行う無線設備	利得及び能率	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
3 他の無線設備	電氣的常数	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 他の無線設備	利得及び能率	その命令を受けて執った措置の内容を文書で報告させる

A-6 次の記述は、測定器等の較正について述べたものである。電波法（第102条の18）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であって総務省令で定めるもの（以下「測定器等」という。）の較正は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者（以下「指定較正機関」という。）にこれを A 。
- ② 機構又は指定較正機関は、①の較正を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その測定器等に B ものとする。
- ③ 機構又は指定較正機関による較正を受けた測定器等以外の測定器等には、②の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- ④ 指定較正機関は、較正を行うときは、総務省令で定める C を使用し、かつ、総務省令で定める要件を備える者にその較正を行わせなければならない。

A	B	C
1 行わせることができる	較正をした旨の表示を付するとともにこれを公示する	総合試験設備
2 行わせることができる	較正をした旨の表示を付する	測定器その他の設備
3 行わせるものとする	較正をした旨の表示を付するとともにこれを公示する	測定器その他の設備
4 行わせるものとする	較正をした旨の表示を付する	総合試験設備

A-7 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える A に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) B 以下の無線局の無線設備
- (2) C の無線設備
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、別に定める無線局の無線設備

A	B	C
1 場所	平均電力が1ワット	移動する無線局
2 場所	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局
3 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
4 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が1ワット	移動業務の無線局

A-8 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り B の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る C によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

	A	B	C
1	電源電圧又は負荷	外囲の温度又は湿度	振動又は衝撃
2	電源電圧又は負荷	気圧	環境の急激な変化
3	電圧又は電流	外囲の温度又は湿度	環境の急激な変化
4	電圧又は電流	気圧	振動又は衝撃

A-9 固定局及び陸上移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条から第19条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする目的の変更は、これを行うことができない。
- 2 総務大臣は、無線局の免許人が識別信号、電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 3 無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事を許可を受けた無線局の免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。

A-10 第一級陸上無線技術士の資格の無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下2、3及び4において同じ。）の要求に応じて速やかに提示することができる場所に保管しなければならない。
- 2 無線従事者が引き続き5年以上無線局の無線設備の操作に従事しなかったときは、免許はその効力を失うものとし、遅滞なく免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消し処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたために、免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に免許証及び氏名又は住所の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

A-11 次の記述は、陸上に開設する無線局に係る主任無線従事者について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局（アマチュア局を除く。）の A を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注）を行ってはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。

② 無線局の免許人等（注）は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

注 免許人又は登録人をいう。以下③及び④において同じ。

③ 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人等又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を B に A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

④ 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、③の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から5年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B
1 無線設備の技術操作の管理及び運用	選任する前
2 無線設備の技術操作の管理及び運用	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内
3 無線設備の操作の監督	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内
4 無線設備の操作の監督	選任する前

A-12 無線局等に対する混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。以下2、3及び4において同じ。

2 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

3 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

4 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A-13 次の記述は、無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された **A**（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合には、 **B**、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等（注）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 注 免許状又は登録状をいう。以下③の(1)において同じ。
- ③ 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 (1) 免許状等に **C** であること。
 (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された **D** 内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

	A	B	C	D
1	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	運用許容時間
2	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	記載されたところのもの	運用義務時間
3	無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	記載されたところのもの	運用許容時間
4	無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	記載されたものの範囲内	運用義務時間

A-14 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が **A** 場合において、有線通信を **B** ときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 非常通信の取扱いを開始した後、有線通信の状態が復旧した場合は、 **C**。

	A	B	C
1	発生し、又は発生するおそれがある	利用することができない	その取扱いを停止することができる
2	発生し、又は発生するおそれがある	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	速やかにその取扱いを停止しなければならない
3	発生した	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	その取扱いを停止することができる
4	発生した	利用することができない	速やかにその取扱いを停止しなければならない

A-15 無線局の免許の取消し等に関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が電波法に基づく命令に違反したときは、期間を定めて無線局の周波数を制限することができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法に基づく命令に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したときは、その無線局の免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、基幹放送局の免許人が電波法又は放送法に違反したときは、その無線局の免許を取り消すことができる。

B-1 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の ア の イ 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) 26.175MHz ウ 周波数の電波を使用するもの
 - (2) 空中線電力10ワット以下のもの
 - (3) 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力 エ 以下のもの
 - (6) オ において使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波を占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

- | | | | | |
|--------|---------------|----------|---------|-----------|
| 1 許容偏差 | 2 占有周波数帯幅の許容値 | 3 2分の1 | 4 5分の1 | 5 を超える |
| 6 以下の | 7 50ワット | 8 100ワット | 9 実験試験局 | 10 標準周波数局 |

B-2 スプリアス発射、帯域外発射、不要発射、スプリアス領域及び帯域外領域に関する次の用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで除去することができるものをいい、高調波発射及び低調波発射を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- イ 「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。
- ウ 「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。
- エ 「スプリアス領域」とは、帯域外領域の内側のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。
- オ 「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。

B-3 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、「ア」。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) 「イ」無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、「ウ」のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が「エ」以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、「ウ」のみを使用するもの
- (4) 「オ」開設する無線局
- | | | | |
|----------------------|----------------------|---------------|--------------|
| 1 総務大臣の検査を受けなければならない | 2 総務大臣の免許を受けなければならない | 3 小規模な | |
| 4 発射する電波が著しく微弱な | 5 型式検定に合格している機器 | 6 適合表示無線設備 | |
| 7 0.1ワット | 8 1ワット | 9 総務大臣の登録を受けて | 10 総務大臣に届け出て |

B-4 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- ア 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、無線通信（総務省令で定める周波数を使用して暗語により行われるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- オ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

B-5 次の記述は、基準不適合設備について述べたものである。電波法（第102条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造され、又は改造された無線設備（以下「基準不適合設備」という。）が「ア」おり、これを放置しては、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に「イ」を与える虞があると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の「ウ」に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを「エ」することができる。
- ② 総務大臣は、①の規定による「エ」をした場合において、その「エ」を受けた者がその「エ」に従わないときは、「オ」ことができる。

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------|----------|
| 1 広く販売されて | 2 広く利用されて | 3 継続的な混信 | 4 重大な悪影響 |
| 5 製造業者又は販売業者 | 6 利用者 | 7 勧告 | 8 命令 |
| 9 製造又は販売の中止を命ずる | 10 その旨を公表する | | |